

議案第19号	三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	三田市民病院の経営健全化計画の残期間（平成23年度から平成25年度まで）について、病院事業管理者を補佐する病院副事業管理者を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】</p> <p>【改正背景】</p> <p>【関係法令】</p> <p>【改正内容】</p> <p> 【現行】</p> <p> 【改正】</p> <p> ② 非常勤職員の給与【第21条関係】</p> <p> 【現行】</p> <p> 【改正】</p> <p>【施行期日】</p> <p>【予算措置】</p> <p>【その他】</p> <p>【議案年度】</p>	<p>三田市民病院の経営健全化計画の残期間（平成23年度から平成25年度まで）について、病院事業管理者を補佐する病院副事業管理者を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>平成21年度から5ヵ年の経営健全化計画を策定し、平成21年7月に地方公営企業法の全部を適用するとともに、病院事業管理者を設置し、経営健全化の取組みを進めている。</p> <p>また、現在まで、医師及び看護師の確保に努め、外来・入院の診療体制の充実に取り組んできたところであり、引き続き経営健全化の実施体制を維持し、経営健全化計画を達成することが必要であるため。</p> <p>地方公務員法第3条第3項第3号（臨時の参与）</p> <p>① 給与の種類【第2条第1項関係】</p> <p>企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>企業職員で常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>（非常勤職員等の給与）</p> <p>第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>平成23年4月1日</p> <p>なし</p> <p>病院副事業管理者の設置に伴い、規則及び病院事業管理規程についても所要の規定の整備を行う。</p> <p>平成23年度議案：本会議5日目議決</p>